

平成 21 年 11 月 27 日
監 査 室

独立行政法人情報通信研究機構契約監視委員会の設置について

1 趣旨

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)を踏まえ、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の契約について、競争性の確保の観点から点検、見直しを行う契約監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員

- (1) 委員は、公正中立の立場から契約についての点検等を適切に行うことができる外部有識者及び機構の監事とする。
- (2) 委員(監事を除く。)の任期は 1 年以内とし、再任を妨げない。
- (3) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 委員会の開催

- (1) 委員会は、委員長が機構の要請に応じて招集する。
- (2) 委員会は、非公開とし、議事の概要を公表する。

4 秘密を守る義務

委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員会の庶務

委員会の庶務は、監査室が関係部署の協力を得て処理する。

6 その他

その他委員会の運営等について必要な事項は、別に定めることができる。